

建築物の高さ制限（瑞浪市）

用途地域	容積率	道路斜線		隣地斜線	北側斜線	高さの限度 (絶対高さ)	幅員係数
		距離	数値				
第一種低層住居専用地域	全て	20m	∠1.25	—	5m+∠1.25	10m	0.4
第二種低層住居専用地域	全て	20m	∠1.25	—	5m+∠1.25	10m	0.4
第一種中高層住居専用地域	全て	20m	∠1.25	20m+∠1.25	10m+∠1.25		0.4
第二種中高層住居専用地域	全て	20m	∠1.25	20m+∠1.25	10m+∠1.25		0.4
第一種住居地域	全て	20m	∠1.25	20m+∠1.25			0.4
第二種住居地域	全て	20m	∠1.25	20m+∠1.25			0.4
近隣商業地域	全て	20m	∠1.5	31m+∠2.5			0.6
商業地域	400%	20m	∠1.5	31m+∠2.5			0.6
	500%	25m					
準工業地域	全て	20m	∠1.5	31m+∠2.5			0.6
工業地域	全て	20m	∠1.5	31m+∠2.5			0.6
工業専用地域	全て	20m	∠1.5	31m+∠2.5			0.6
指定なし（Ⅱ）	全て	20m	∠1.25	20m+∠1.25			0.4
指定なし（Ⅲ）	全て	20m	∠1.25	20m+∠1.25			0.4
指定なし（Ⅴ）	全て	20m	∠1.5	31m+∠2.5			0.6